

泉大津市公共施設等適正配置基本計画検討委員会委員

H27.11.13

氏名		備考
古阪 秀三	京都大学大学院工学研究科教授 建築学専攻	
柴 健次	関西大学大学院会計研究科教授 会計学（公会計）	
吉田 友彦	立命館大学政策科学部教授 都市・住環境政策	
米田 大造	池田泉州銀行 リレーション推進部 地域創生室 主任調査役	
新子 美奈子	市民	公募による
釜下 育久	市民	公募による
木下 晶子	市民（利用団体）	公募による

（第1回泉大津市公共施設等適正配置基本計画検討委員会資料抜粋）

泉大津市公共施設等適正配置基本計画（素案）抜粋

（第4章 適正配置計画内）

⑤ 長寿園

【検討結果】

- ・高齢者の集いの場として限定的に利用される施設ではなく、多世代が集う地域コミュニティ施設としての在り方について検討を行いました。
- ・大半の施設が、耐用年数を経過し老朽化が著しいため、建物評価の結果は基準値を下回り、建物の廃止、機能の効率化を図る施設となりました。さらに、一部の施設では、利用状況や借地料の負担により、機能評価は基準値を下回り、建物・機能共に廃止する施設との結果となっています。
- ・市民アンケートにおける「地域住民が集う場である」との回答や、検討委員会における「用途を広げ利活用度を向上すべき」との意見から、基本方針と市民ニーズが同じ方向性であることが分かりました。
- ・有効に機能し得る地域コミュニティの在り方として、小学校区を単位とする組織化の推進を目指していることから、その方向性との整合を図る必要があります。

【今後の方向性】

長寿園については、多世代が集う地域コミュニティ施設として機能転用し、他の公共施設等との複合化も視野に入れながら、利用実態を踏まえ各小学校区内1施設への統合を進めます。

また、既に市民等が管理業務に取り組んでいる松之浜長寿園、東港長寿園については、地域移管に向け協議を進めます。

（第5回泉大津市公共施設等適正配置基本計画検討委員会資料より抜粋）

センター開設による影響・効果の一例

1. 利用登録団体登録数の増加

平成27年1月に開設以来、広報誌やホームページなどの周知や口コミ等の影響が加わり、平成29年1月末で87団体となっている。登録団体が増えることにより、登録団体への支援が円滑になり、またセンターを介して団体同士のネットワークの形成促進、更に市民の参加の機会が広げることが期待される。



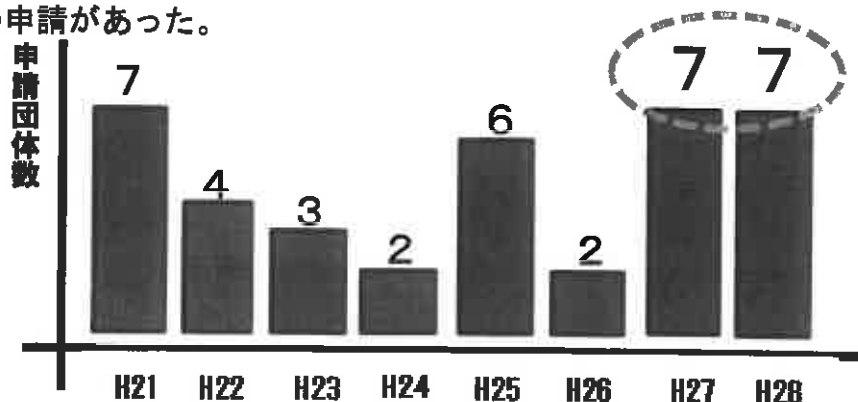
センター利用登録団体の推移

2. 団体のネットワークによる活動の広がり

3月に開催した「おづぶらざフェスタ」では自治会を含む市内40団体が参加したことを契機に、市民活動団体と自治会が連携して事業を行うケースが見られるようになった。また、現在、市が進めているおづみん食堂では、センターを介して集まったボランティアが中心となって運営を行っているなど、これまでにはなかった活動の広がりができつつある。また、ボランティアセンターが設置されている社会福祉協議会との連携調整も活発になっている。

3. がんばる市民公益活動応援補助金申請団体の増加

泉大津市がんばろう基金を活用して団体の活動事業への補助金を交付する制度で、平成21年度より実施しているが、年度によって変動はあるものの、平成26年度までの過去6年間の申請団体は平均4団体であったが、平成27年度、28年度はいずれも7団体の申請があった。



松下食育農業塾

広報いずみおおつ (H29.2) 掲載記事

市民活動の輪

Vol.27 松下食育農業塾

松下食育農業塾は、親子対象の体験型食育講座です。感謝や思いやりの心を育むことを目的に、年2回作物の植え付けから収穫、食事までの一貫した食育講座を実施しています。

例えば、じゃが芋の植え付けをする場合、ある程度芽が出てくると大きなじゃが芋を成らせるため、太い芽を1〜2本残し残りの芽を引き抜く「芽欠き作業」を行います。



引き抜かれた芽もじゃが芋を成らせることができたはずであり、これら作物は間引かれた上で大きく実ることができた、ということを経験すると、多くの親子さんの目が変わるのを感じます。

さまざまなことが「当たり前」と思われがちな現代ですが、実際の農作業を体験し、作物の成長を目の当たりにすることで、子どもたちが自ら感謝と思いやりの心に気付くことができるよう活動しています。また、栄養士のスタッ

フが紙芝居やゲームを通じて楽しく野菜や栄養の話もしています(なお、当塾の受講は基本一度の体験とさせていただきます)。



受講後は市が開催している「わくわく食育体験」へ参加したり、JAさんの農地を借りて家族で家庭菜園に発展されている人もいます。

募集時期 例年1月と6月頃(フェイスブック松下食育農業塾とブログで募集要項を發表しますので、お問い合わせください)

問合せ 代表者・松下智明(東大津市食育推進策定委員会委員・内閣府認定公益社団法人日本調理師会食育指導員講師ほか)

所在地 農園…わかばの森アフタースクール(二田町)

事務所…申処 千代菊内(東助松町) ☎32・8587(午前中)



この事業は東大津市ががんばろう基金を活用しています。

和花(のどか)

広報いずみおおつ (H28.10) 掲載記事

市民活動の輪

Vol.25 和花(のどか)

和花(のどか)では、地域の中で多様な人たちがお互いにふれ合い・助け合い・支え合いができる仕組みをつくるため、様々な事業を展開しています。

■サロン事業

どなたでも気軽に立ち寄れるサロン(憩いの場)を「戎長寿園」・中央商店街内にある「ふれあい風街」・「春日町自治会館」・「二田町」で開催しています。誰もが気軽に参加する中で人と人とのつながりや「和」が広がり、困ったときには相談できるような関係づくりの場を目指しています。毎週水曜日・土曜日の午後1時30分〜4時まで開催しています(ふれあい風街は3時まで)。開催場所などの詳細はお問い合わせください。

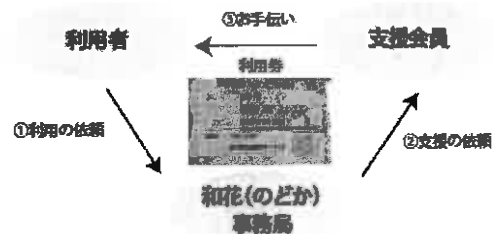
サロンの様子



■助け合い事業

身近に頼める人がいなくて困っていることをお手伝いする市民互助型の支え合いの仕組みです(下図参照)。趣味活動への付き添い、草抜き、旅行時の水やり、引っ越しの荷物の整理の手伝いなど、さまざまな分野でお手伝いをしています。

利用には利用券が必要です。一枚(利用30分)350円、利用可能な時間は月〜金曜日午前9時〜午後5時(土・日曜日、祝日は可能な範囲でご相談に応じます)。まずは事務局までお問い合わせください。支援会員も募集しています。



問合せ 和花(のどか)事務局 式内町6-6-2

中下 幸子 ☎32・4685

ホームページ <http://nodoka-good.sakura.ne.jp>



この事業は、「東大津市ががんばろう基金」を活用しています。

東大津でがんばる市民団体を紹介します。

まちライブラリーホンノウ

広報いずみおおつ（H29.2）掲載記事



穴師小学校仲よし学級で、絵本の読み聞かせ 分だけの穴師の妖怪できたよ！

12月7日、市民活動団体のまちライブラリー「ホンノウ」が穴師小学校の仲よし学級で、本を通して地域をもっと知ってほしいと、穴師地区の昔話をテーマにした絵本の読み聞かせを行いました。そのあと、子どもたちが穴師地区の昔話を元にオリジナルの妖怪づくりにチャレンジしました。自分たちが一生懸命考えた妖怪がしおりとなって完成し、みんな大満足の様子でした。

南海中央美化の会

おづぷらざホームページ抜粋

南海中央美化の会

森町在住にかかわらず会員を募集中、月1回のボランティアをしませんか？



当日ワークに参加の皆さん ハイッ・ご苦労さん

活動趣旨

「南海中央道路」を中心に、協働の精神をもって除草等を行うことで、会員の親睦と景観の維持を図る。

活動内容

道路開通後に雑草が大きくなってきたのを見た町内の7~8人の方が3回程、除草作業を行ってきましたが、平成27年1月に組織的な団体として本会を会員20名で立ち上げ、毎月第1土曜または日曜日の午前に約2時間のワークを継続的に行っております。

ねころじの会

おづぶらざニュース (H27.11) 掲載記事

ねころじの会

「代
「会
「設
表」戸次 公正
員」20名
立」平成24年6月



「ノラ猫に食べ物を与えないで」と禁止するだけでは解決にはなりません。ここから始まった「ねころじの会」の活動は、猫達はその街の猫として生活していける様、地域の皆さんや支援を頂いている皆さんの協力のもと、去勢・避妊手術を行っており、地域猫との共生に、日々奮闘されています。又、里親をさがすお手伝いも行っています。

取材に行った前日にも、生まれて1か月位の子猫が保護され、ミルクを哺乳瓶で飲み、離乳食を食べさせてもらっていました。まだまだ食べることも難しい赤ちゃん猫。早く里親さんが見つかって欲しいなと思いました。

ノラ猫の存在は、人間の身勝手(猫をすてる・猫にエサだけやってその結果ノラ猫が増える…)が生み出した社会問題ではないでしょうか。

もっと多くの方が我々の活動に関心を持ってほしい、地域猫の公的サポート制度の必要性を強く感じるところです。関心のある方は、ぜひ活動に参加してみませんか。お待ちしております。とのことでした。

わかばの森アフタースクール

おづぶらざホームページ抜粋

NPO法人わかばの森アフタースクール

小学校児童の放課後が安全で有意義な時間となるよう、学童保育事業や、英語や道徳などの教育にも力を入れています。



活動趣旨

働く保護者のために、保育が必要となる小学校児童に対して、豊かで安全な放課後の生活の場を築き、健全で豊かな思いやりのある地域社会の確立に寄与する。

活動内容

学童保育の時間に、遊びながら算数や国語を学ぶことの楽しさを体験できるような学習、英語の語学力を高める学習、身体能力を高めケガを防止するためのヨガ・ストレッチプログラムなどを実施。見学も随時受付しています。

加入率向上を含む自治会活性化支援施策について

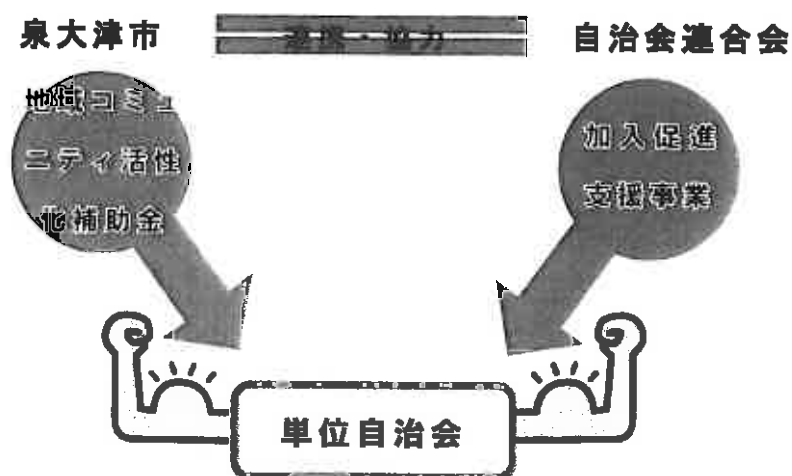
(平成 28 年度～)

市では、これまで自治会連合会と共に自治会加入促進のための方策について議論を重ねてきた。平成 25 年 8 月に連合会において自治会加入促進専門部会を立ち上げて以来、主な取組みとして平成 26 年 2 月には大阪府宅地建物取引業協会泉州支部との三者による「自治会への加入促進に関する協定書」の締結をはじめ、未加入世帯に対するリーフレットの配布、未加入者への働きかけモデル事業の実施、自治会活動紹介パネル展の開催など様々な取組みを行い、平成 28 年 3 月には「自治会加入促進の手引き～地域コミュニティ活性化を目指して～」を作成し、単位自治会に配布したところである。

一方、加入率向上を果たすためには単位自治会の取組が不可欠であることから、平成 28 年度より加入促進の実践期と位置付け、市及び連合会双方において、加入促進を含む自治会活性化に取り組む単位自治会を支援する事業を実施する。

市においては「地域コミュニティ活性化補助金制度」を新たに創設し、自治会活性化に取り組む事業に対して補助金を交付する。連合会では、加入率向上を目指して「加入促進支援事業」を実施する。具体的には加入促進に必要な物品の提供、活動実績に応じた奨励金の支給、加入促進の手引きを活用したノウハウの提供を行う。また、自治会が積極的に取組めるよう外部講師を招聘し、研修会を開催する予定である。

<新たな自治会活性化支援策>



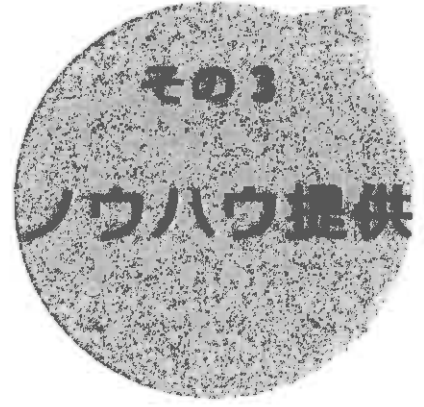
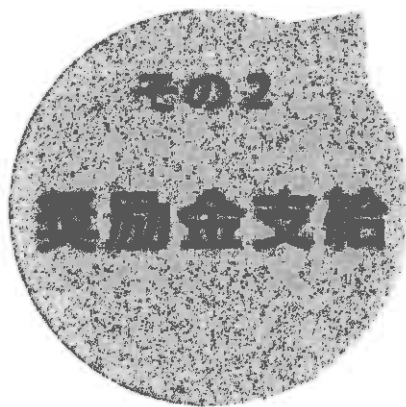
-会員拡大の取組を支援します-

自治会加入促進 支援事業

参加団体募集

自治会連合会では昨今の自治会加入率の低下を受けて、会員拡大
に取り組む自治会に対し、支援を行うことになりました。

事業詳細をご覧ください、ぜひご利用ください。



参加申込

平成 28 年 **10** 月 **5** 日まで

実施期間

平成 28 年 10 月～平成 29 年 3 月

泉大津市自治会連合会

<募集期間・提出先>

募集期間 平成28年10月5日（水）まで
提出先 自治会連合会事務局（市人権市民協働課内）
受付時間 平日の午前8時45分から午後5時15分まで

<応募方法>

参加申込書に必要事項を記入のうえ、直接窓口へ提出してください。

<支援内容>

○物品提供

加入促進に必要な物品（啓発物品等）や住宅地図等の提供

○奨励金支給

実施期間中の活動実績に対し新規加入1世帯あたり500円を支給

○ノウハウの提供

加入促進の手引きに基づいた参加団体同士の意見交換会

外部講師による研修会の開催

モデル自治会によるアドバイスなど

<実施スケジュール>

9月	参加自治会募集
10月～11月	事業説明会・意見交換会 研修会の開催
12月～3月	加入拡大取組み期間
3月末	実績報告
4月	奨励金支給

※進捗状況により変更となる可能性があります。

自治会活性化セミナー

住民ニーズに合った活動とはどのような活動なのかや会員の参加率、加入率を高める効果的な方法等を学びます。

日時:11月1日(火)

午後7時～9時

場所:テクスピア大阪 研修室

講師:水津 陽子さん

(合同会社フォーティール&C代表)

自治会に関する講座をはじめ地域活性化・まちづくりをテーマに全国各地で実績多数。著書「運営からトラブル解決まで自治会・町内会お役立ちハンドブック」など



がんばる自治会を応援します！

地域コミュニティ



活性化補助金



泉大津市内の自治会加入率は年々低下傾向にあり、地域の人同士のつながりが弱まっていくことが懸念されています。少子高齢化社会を目の前にして、住みよいまちの実現のため住民同士の支え合いのもと取り組んでいる自治会の役割が見直されています。泉大津市では、自治会加入率向上を含む地域コミュニティの活性化に取り組む自治会に対し、補助金を交付します。

< 事業の概要 >

1. 補助対象団体

- (1)市に届け出のある自治会
- (2)自治会が推薦する団体
- (3)その他、地域活動に取り組むことを主たる目的とする団体

補助上限
10万円
※2年目5万円

2. 補助対象となる事業

- (1)自治会等の活動内容、地域の魅力等の情報を発信する事業
- (2)自治会等に加入していない住民と加入している住民の交流を図る事業
- (3)自治会等に加入していない住民に加入を働きかける事業
- (4)新たな地域課題の解決に取り組む事業
- (5)自治会等の運営の活性化に取り組む事業
- (6)自治会等が存在しない地域において新たな自治会等の設立に向けて取り組む事業

※まずは事前にご相談ください。

申請期間

平成28年 12月28日 まで

(事業実施期間 交付決定日～平成29年3月)

3. 補助金額

補助率 (10割以内)	1年目	100,000円以内	同一事業につき 2回まで
	2年目	50,000円以内	

※応募団体が多数の場合及び審査結果により、減額もしくは補助できない場合がありますので、ご了承ください。

4. 対象経費

	○ 対象となる経費	× 対象とならない経費
謝金	外部の講師、指導者等に対する会議出席に対する謝礼や活動協力への謝礼等	支出先が明確でない商品券や図書券などの金券等 構成員に対する人件費、謝礼
旅費	講師、指導者等を外部から招聘するための交通費や宿泊費の実費、会議に出席するための交通費や宿泊費の実費等	構成員が事業に参加するための交通費や宿泊費、出張先での食事代等
消耗品費	会議資料、活動資料、パンフレット、ポスター等の用紙代、材料代等 ※消耗品・・・1回又は短期間の使用により消耗するもの	特定の個人に提供する記念品、景品等の購入費や経常的な活動に要する経費
印刷製本費	募集案内、広報ポスター、活動資料、活動報告書、パンフレットなどのコピー費や冊子作成のための費用等	経常的な活動に要する経費
食糧費	事業実施のために直接必要不可欠と認められる食品材料費 会議のお茶代、	食事代、弁当代等
通信運搬費	募集案内、活動資料を送付するための切手代や物品宅配便料	経常的な活動に要する経費
保険料	イベント等を行う場合の来場者保険、補助事業の講師・指導者が加入する損害賠償保険等	参加者の個別の傷害保険料や補助対象事業以外の行事保険、講師・指導者が加入する損害賠償保険等
使用料及び賃借料	会議室、施設、機具等の使用料やバス等の借り上げ料	団体が自ら所有している施設等の使用料及び借り上げ料
備品購入費	事業実施にあたり必要不可欠と認められるもので、管理責任者を明確にしたもの ※備品・・・品質形状が変わることなく、比較的長期間（概ね1年以上）使用、保存できるもののうち、1万円以上のもの	補助対象事業以外の備品購入、管理責任者が不明確であるもの

○まちづくり協議会設置の意義

・地域で起こっている2つの課題

地域では・・・

少子高齢化・核家族化・価値観の多様化



地域の人同士のつながり希薄化（※自治会加入率低下）



孤独死、児童虐待、災害時対応、自殺者増大など

団体では・・・

・担い手の固定化・高齢化・負担の増大

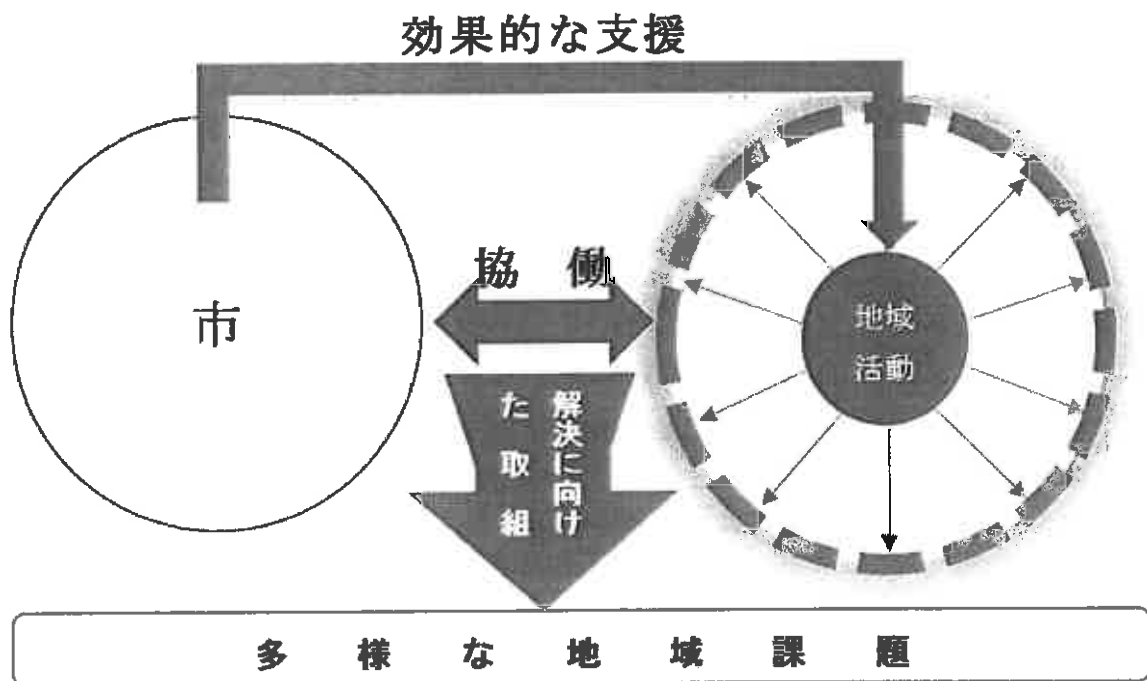
・団体の縦割りによる非効率化

・マンネリ化



活動の停滞・衰退

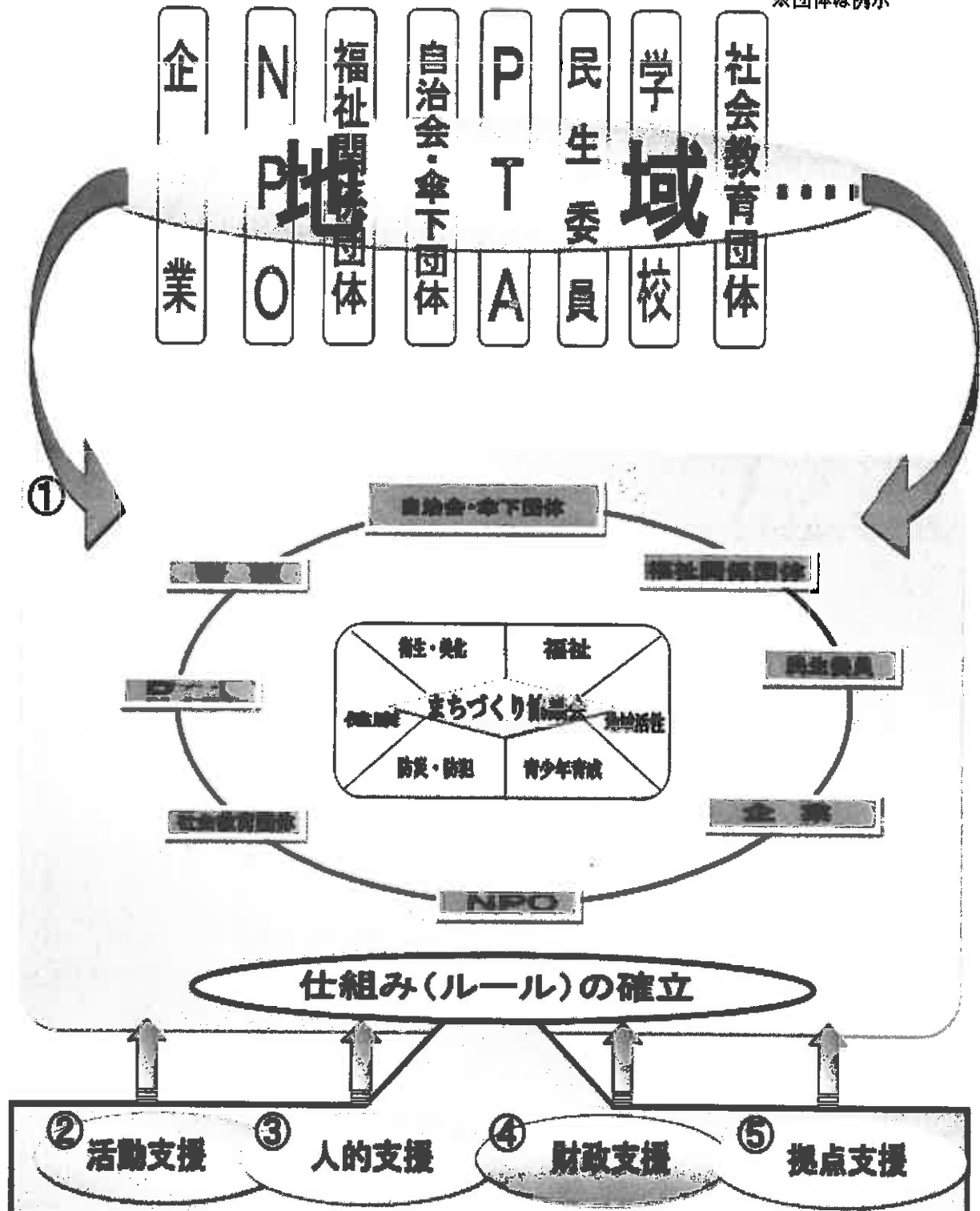
これからのまちづくりの担い手(協働と地域自治)



泉大津市地域包括型住民自治システム（案）

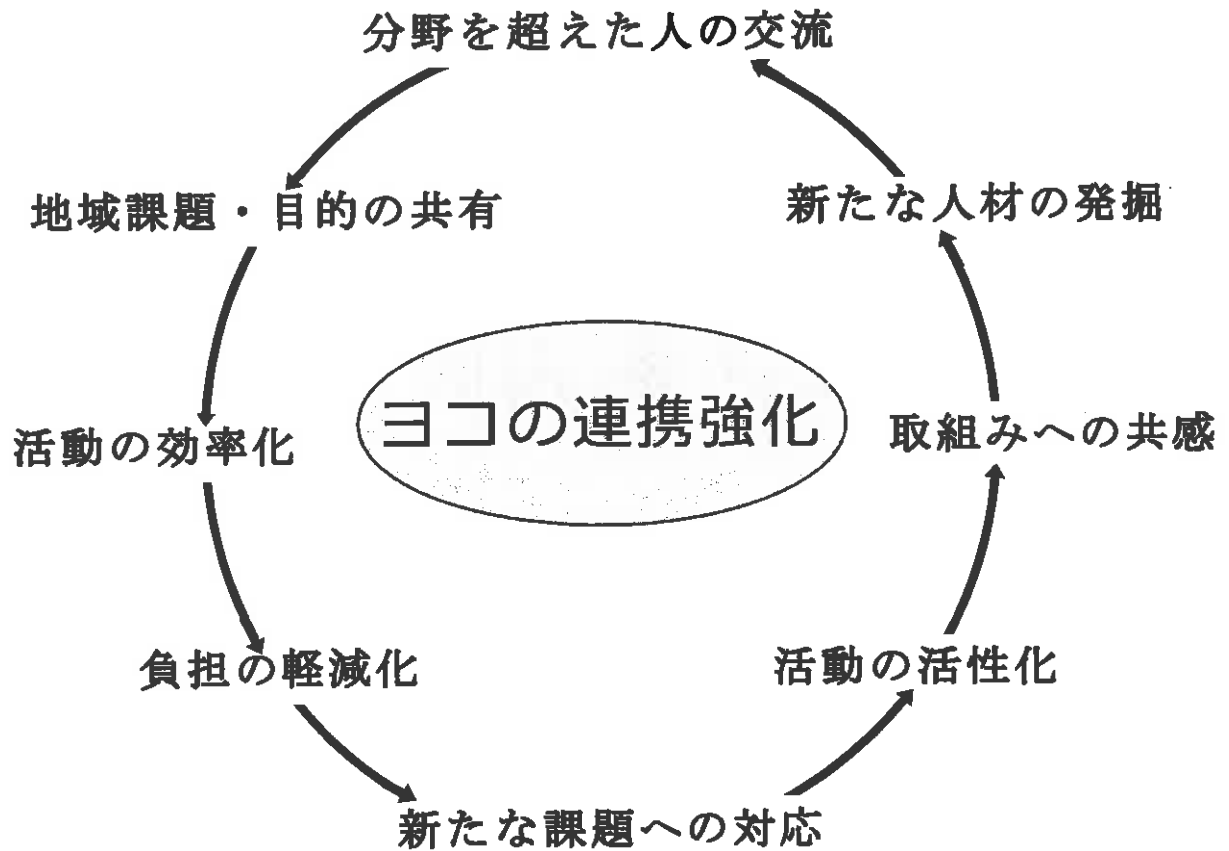
～垂直から水平の関係へ～

※団体は例示



【好循環を生み出すシステム】

まちづくり協議会の設立



旭校区まちづくり協議会（仮称）のあり方を考える検討会 委員

テーマ	団体			氏名	性	住所	部署
自治	自治会	下条町	1	大久保 學	男		人権
		旭町	2	平松 泰男	男		
		東雲町	3	丸谷 正八郎	男		
		宇多	4	高橋 登	男		
		アルザ	5	高橋 四郎	男		
福祉	福祉委員		6	岡山 南海子	女		社協
	民生委員児童委員		7	泉谷 八重子	女		
	老人クラブ		8	金岡 健	男		
子ども・青少年	青少年指導員		9	中川 隆夫	男		生涯
	子供会		10	藪 英昭	男		生涯
	PTA		11	吉田 博範	男		教育
	小学校		12	小川 隆夫	男	旭小学校長	教育
防災・防犯	自主防災組織		13	田中 昭男	男		危機
	防犯委員		14	深野 義章	男		人権
その他	企業		15	松村 泰英	男		商工
	公募市民		16	河内 和夫	男		—
	自治会（池浦町）		17	山之内 章	男		人権

指導助言者	近畿大学総合社会学部教授	久 隆浩
-------	--------------	------

平成 29 年度

旭校区まちづくり協議会のあり方を考える検討会スケジュール

	検 討 議 題	主 な 内 容
第 4 回 3 月	役員による意見交換	第 1 回～3 回までの振りかえり
第 5 回 4 月	拠点機能について (ハード面)	ハード(設備・スペース等)を伴う機能について検討する。
第 6 回 5 月	拠点機能について (ソフト面)	ソフト面の機能(具体的な事業)について検討する。
第 7 回 6 月	運営について (運営体制)	施設管理を含む運営体制(組織)について検討する。
7 月 ～8 月 (数回)	ワークショップ <コアメンバー+20名>	対象を広げ、ワークショップ形式で意見交換を行う。 ※参加者募集(5月広報)
第 8 回 9 月～ 10 月	ワークショップでの内容を踏まえ、まちづくりの方向性、その他項目の検討	これまでの検討内容の振り返り及びその他の運営に関する必要な事項について検討する。
第 9 回 11 月	設立準備会について	協議会設立に向けた準備会の設立について

※検討会の進捗により変更となる場合があります。

旭校区まちづくり協議会(仮称)設立スケジュール

平成28年度

平成29年度

8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	
事前調整		市民公募		説明会 事例研究		検討事項 ・地域現状課題整理・共有 ・協議会のあり方 (ハード面・ソフト面等)		参加者募集		ワークショップ (2~3回)		これまでの 内容振り返り 協議会あり方を まとめる							
		校舎設置						補助										設立準備段階	
				校舎完成														次年度予算 要求	
																		整 備 地	

地域 市

平成30年度

3	4	5	6	7	8	
準備 ・構成員の確定 ・規約の整備 ・事業計画策定		協議会設置		事業実施			
設立準備段階				実践段階			
				補助			

泉大津市市民活動団体登録要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、泉大津市内で活動する市民活動団体への支援及び市民の社会貢献活動への参加の機会を広げることを目的として行う市民活動団体の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「市民活動団体」とは、ボランティア団体や N P O (非営利活動団体) など、不特定かつ多数のものの利益の増進のため自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 泉大津市内に事務所を有する団体又は主に泉大津市内で活動する団体であること。
- (2) 規約又は会則が整備されていること。
- (3) 1 年以上継続して活動していること。ただし、活動が 1 年未満であっても、実績があり、今後も引き続き活動が行われると認められる団体は、この限りではない。
- (4) 政治活動、宗教活動及び選挙活動を目的とする団体ではないこと。
- (5) 法令その他公序良俗に反する活動を行う団体でないこと。

(登録の申請)

第 3 条 登録を希望する市民活動団体は、様式第 1 号により、市長に登録の申請をしなければならない。

(登録事項)

第 4 条 市長は、前条の申請があった場合は、次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 団体名
- (2) 代表者氏名
- (3) 事務所の所在地、連絡先に関する事項

- (4) 設立の時期
- (5) 団体の目的、活動分野
- (6) 会員数、会員募集に関する事項
- (7) 活動地域、活動日に関する事項
- (8) 活動内容に関する事項
- (9) 団体PR
- (10) その他市長が必要と認める事項

(登録の変更)

第5条 前条の規定により登録された市民活動団体(以下「登録団体」という。)は、登録事項に変更があった場合は、様式第2号により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第6条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を抹消することができる。

- (1) 第2条に規定する市民活動団体に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により登録を行ったとき。
- (3) 登録した団体から様式第3号により登録抹消の届出があったとき。
- (4) その他市長が登録に不相当であると判断したとき。

(市民活動団体への支援等)

第7条 市長は、登録団体に対し、市民活動を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。ただし、これにより当該登録団体の活動に支障をきたす場合はこの限りでない。

- (1) 登録された情報を市ホームページ等に掲載し、広く市民に公開する。
- (2) 市民や公的機関からの問い合わせに対し、登録事項を提供する。
- (3) 市等が開催する講座やセミナー等の案内を行う。
- (4) 掲載希望の申出があった場合、その団体の主催する行事等を市が指定する施設を利用して掲載する。

(庶務)

第8条 市民活動団体の登録に関する庶務は、総合政策部人権市民協働課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月12日から施行する。

広報いずみおおつ等掲載申請書 (案)

1. 掲載事項

掲 載 希 望 月 ・ 種 別											
掲載月	平成 年 月 ※掲載希望月の2カ月前の20日までに申請のこと										
掲載希望種別	<input type="checkbox"/> 広報いずみおおつ <input type="checkbox"/> 市ホームページ <input type="checkbox"/> センターニュース <input type="checkbox"/> 公共施設への配架 <input type="checkbox"/> その他 ()										
掲 載 内 容											
タイトル (20字以内)											
内 容 (55字以内)											
と き	平成 年 月 日 (~ 月 日) 時 分 (~ 時 分)										
と ころ											
対 象									定 員		
参加費	無 料 ・ 有 料 (円)										
団体名									他、掲載 必要事項		
問合せ先	()										

2. 申請者

団体名										
住 所										
氏 名										
連絡先	電 話								F A X	
E-mail	@									

